

日弁連総第71号
2018年（平成30年）3月27日

法務大臣 上川陽子 殿

日本弁護士連合会
会長 中本和洋

取調べの録画の際の撮影方向を改めるよう求める要望書

第1 要望の趣旨

捜査機関による取調べの録画の際の撮影方向について、被疑者を正面から撮影する現在の方式を改め、1台のカメラで撮影する場合には被疑者と取調官を横から撮影する方式に速やかに変更するよう求める。

第2 要望の理由

当連合会は、2011年12月15日付け「取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書」（以下「2011年意見書」という。）において、「被疑者を正面から撮影するという現在一般的に行われているやり方だけでなく、画像の一部は、取調官を正面から撮影する、又は被疑者と取調官を横から撮影するなど、心理学の知見も踏まえ、異なる撮影方向から録画を行うよう求める」と要望した。

その理由は、心理学の実験によれば、撮影方向が専ら被疑者にカメラを向けた映像（S F = サスペクト・フォーカス）を見たグループが自白の任意性を強く認める傾向にある一方、被疑者と取調官の双方を側面から平等に撮影した映像（E F = イコール・フォーカス）を見たグループは自白が強制的になされたものと考える傾向にあり、取調官にカメラを向けた映像（D F = ディテクティブ・フォーカス）を見たグループが最も強制的だと評価されていることによる（ダニエル・ラシター（大江洋平訳）「取調べの可視化における『映像のあり方』」日本弁護士連合会編集協力・指宿信編「取調べの可視化へ！—新たな刑事司法の展開—」（日本評論社、2011年）214ページ参照）。

また、上記の心理学の実験を行ったダニエル・ラシター教授らは追加実験を行っており、それによれば、判断者として、陪審員のような一般人のみならず、裁判官であっても、自白の任意性の判断について、撮影方向の影響を免れないこと、映像のバイアスについての警告を受けても、これを拭えないことなどが明らかに

されている。

さらに、日本の研究者の文献においても、上記の心理学の実験を紹介した上、映像を観る者に無意識のうちに与えられる偏向（カメラ・パースペクティブ・バイアス（C P B））は被疑者にカメラを向けた映像（S F）に最も顕著に現れるとして、S F方式による録画映像のバイアスの危険性に警鐘が鳴らされている（指宿信「被疑者取調べ録画制度の最前線－可視化をめぐる法と諸科学」（法律文化社、2016年）290ページなど参照）。

諸外国に目を向けると、ニュージーランドでは、この弊害を避けるため、被疑者を正面から撮影していた方法を変更して、被疑者と取調官を真横から撮影する方法に変更されたとのことである。また、最近になって取調べの録画を導入したこととなったドイツにおいては、撮影方向を重要視し、これを法律に定めるか、運用で行うかが議論になっているが、現在は、被疑者と取調官を横から撮影するようにしているとのことである。

以上のとおり、任意性を判断する際に使用することが想定されている取調べの録画映像は、任意性が疑わしい場合にこれを見過ごすような、偏った心理的影響を与えるものであってはならず、撮影方向について無関心であってはならない。

当連合会は、2011年意見書においては、取調べの録画の実施及び試行の中で捜査機関によって様々な試みがなされることを期待し、幾つかの選択肢を掲げた。取調べの録画は、その後幅広く行われるようになってきているが、現在も被疑者を正面から撮影する方式が続けられている。特に検察庁においては、これと異なる撮影方式は行われていない。今まで、2011年意見書で述べたような撮影方向に変更する試みが組織的に行われることがないまま、特定の撮影方向の録画だけがなされ、そのまま定着しようとしている。

しかしながら、録画映像によって現在でも供述の任意性の判断をすることがあり得ることを考慮するならば、前述のような心理学の知見に反して現在の撮影方向をこのまま継続することには重大な問題がある。専ら被疑者にカメラを向けた映像（S F）では、任意性を誤って肯定しやすく、撮影方向が不適切なことにより、えん罪を生む可能性がある。遅くとも取調べの録画制度が施行される2019年6月までに、速やかに撮影方向を是正すべきである。具体的には、1台のカメラで撮影するのであれば、公正で中立的と考えられる、被疑者と取調官の双方を側面から平等に撮影した映像（E F）を用いるべきである。

このような撮影方向のは是正は、カメラの構造自体を変更する必要はなく、カメラと関係者の座席の位置を変更することで容易く達成できるはずである。もっとも、部屋の構造によっては、現状のままでは、全ての取調べの撮影方向を是正す

ることが困難な場合もあり、取調室のレイアウト等の変更も視野に入れ、早急な対応がなされるべきである。なお、複数のカメラで撮影するのであれば、E Fのみならず、取調官を正面から「引き」で撮影する方法も検討されるべきである。

よって、当連合会は取調べの録画の現在の撮影方向を要望の趣旨のとおり速やかに変更するよう求める次第である。

以上

日弁連総第71号

2018年(平成30年)3月27日

検事総長 西川克行 殿

日本弁護士連合会

会長 中本和洋

取調べの録画の際の撮影方向を改めるよう求める要望書

第1 要望の趣旨

捜査機関による取調べの録画の際の撮影方向について、被疑者を正面から撮影する現在の方式を改め、1台のカメラで撮影する場合には被疑者と取調官を横から撮影する方式に速やかに変更するよう求める。

第2 要望の理由

当連合会は、2011年12月15日付け「取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書」(以下「2011年意見書」という。)において、「被疑者を正面から撮影するという現在一般的に行われているやり方だけでなく、画像の一部は、取調官を正面から撮影する、又は被疑者と取調官を横から撮影するなど、心理学の知見も踏まえ、異なる撮影方向から録画を行うよう求める」と要望した。

その理由は、心理学の実験によれば、撮影方向が専ら被疑者にカメラを向けた映像(SF=サスペクト・フォーカス)を見たグループが自白の任意性を強く認める傾向にある一方、被疑者と取調官の双方を側面から平等に撮影した映像(EF=イコール・フォーカス)を見たグループは自白が強制的になされたものと考える傾向にあり、取調官にカメラを向けた映像(DF=ディテクティブ・フォーカス)を見たグループが最も強制的だと評価されていることによる(ダニエル・ラシター(大江洋平訳)「取調べの可視化における『映像のあり方』」日本弁護士連合会編集協力・指宿信編「取調べの可視化へ!—新たな刑事司法の展開—」(日本評論社、2011年)214ページ参照)。

また、上記の心理学の実験を行ったダニエル・ラシター教授らは追加実験を行っており、それによれば、判断者として、陪審員のような一般人のみならず、裁判官であっても、自白の任意性の判断について、撮影方向の影響を免れないこと、映像のバイアスについての警告を受けても、これを拭えないことなどが明らかに

されている。

さらに、日本の研究者の文献においても、上記の心理学の実験を紹介した上、映像を観る者に無意識のうちに与えられる偏向（カメラ・パースペクティブ・バイアス（C P B））は被疑者にカメラを向けた映像（S F）に最も顕著に現れるとして、S F方式による録画映像のバイアスの危険性に警鐘が鳴らされている（指宿信「被疑者取調べ録画制度の最前線－可視化をめぐる法と諸科学」（法律文化社、2016年）290ページなど参照）。

諸外国に目を向けると、ニュージーランドでは、この弊害を避けるため、被疑者を正面から撮影していた方法を変更して、被疑者と取調官を真横から撮影する方法に変更されたとのことである。また、最近になって取調べの録画を導入したこととなったドイツにおいては、撮影方向を重要視し、これを法律に定めるか、運用で行うかが議論になっているが、現在は、被疑者と取調官を横から撮影するようにしているとのことである。

以上のとおり、任意性を判断する際に使用することが想定されている取調べの録画映像は、任意性が疑わしい場合にこれを見過ごすような、偏った心理的影響を与えるものであってはならず、撮影方向について無関心であってはならない。

当連合会は、2011年意見書においては、取調べの録画の実施及び試行の中で捜査機関によって様々な試みがなされることを期待し、幾つかの選択肢を掲げた。取調べの録画は、その後幅広く行われるようになってきているが、現在も被疑者を正面から撮影する方式が続けられている。特に検察庁においては、これと異なる撮影方式は行われていない。今まで、2011年意見書で述べたような撮影方向に変更する試みが組織的に行われることがないまま、特定の撮影方向の録画だけがなされ、そのまま定着しようとしている。

しかしながら、録画映像によって現在でも供述の任意性の判断をすることがあり得ることを考慮するならば、前述のような心理学の知見に反して現在の撮影方向をこのまま継続することには重大な問題がある。専ら被疑者にカメラを向けた映像（S F）では、任意性を誤って肯定しやすく、撮影方向が不適切なことにより、えん罪を生む可能性がある。遅くとも取調べの録画制度が施行される2019年6月までに、速やかに撮影方向を是正すべきである。具体的には、1台のカメラで撮影するのであれば、公正で中立的と考えられる、被疑者と取調官の双方を側面から平等に撮影した映像（E F）を用いるべきである。

このような撮影方向のは是正は、カメラの構造自体を変更する必要はなく、カメラと関係者の座席の位置を変更することで容易く達成できるはずである。もっとも、部屋の構造によっては、現状のままでは、全ての取調べの撮影方向を是正す

ることが困難な場合もあり、取調室のレイアウト等の変更も視野に入れ、早急な対応がなされるべきである。なお、複数のカメラで撮影するのであれば、E Fのみならず、取調官を正面から「引き」で撮影する方法も検討されるべきである。

よって、当連合会は取調べの録画の現在の撮影方向を要望の趣旨のとおり速やかに変更するよう求める次第である。

以上

日弁連総第71号

2018年(平成30年)3月27日

国家公安委員会委員長 小此木 八郎 殿

日本弁護士連合会

会長 中本和洋

取調べの録画の際の撮影方向を改めるよう求める要望書

第1 要望の趣旨

捜査機関による取調べの録画の際の撮影方向について、被疑者を正面から撮影する現在の方式を改め、1台のカメラで撮影する場合には被疑者と取調官を横から撮影する方式に速やかに変更するよう求める。

第2 要望の理由

当連合会は、2011年12月15日付け「取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書」(以下「2011年意見書」という。)において、「被疑者を正面から撮影するという現在一般的に行われているやり方だけでなく、画像の一部は、取調官を正面から撮影する、又は被疑者と取調官を横から撮影するなど、心理学の知見も踏まえ、異なる撮影方向から録画を行うよう求める」と要望した。

その理由は、心理学の実験によれば、撮影方向が専ら被疑者にカメラを向けた映像(SF=サスペクト・フォーカス)を見たグループが自白の任意性を強く認める傾向にある一方、被疑者と取調官の双方を側面から平等に撮影した映像(EF=イコール・フォーカス)を見たグループは自白が強制的になされたものと考える傾向にあり、取調官にカメラを向けた映像(DF=ディテクティブ・フォーカス)を見たグループが最も強制的だと評価されていることによる(ダニエル・ラシター(大江洋平訳)「取調べの可視化における『映像のあり方』」日本弁護士連合会編集協力・指宿信編「取調べの可視化へ!—新たな刑事司法の展開—」(日本評論社、2011年)214ページ参照)。

また、上記の心理学の実験を行ったダニエル・ラシター教授らは追加実験を行っており、それによれば、判断者として、陪審員のような一般人のみならず、裁判官であっても、自白の任意性の判断について、撮影方向の影響を免れないこと、映像のバイアスについての警告を受けても、これを拭えないことなどが明らかに

されている。

さらに、日本の研究者の文献においても、上記の心理学の実験を紹介した上、映像を観る者に無意識のうちに与えられる偏向（カメラ・パースペクティブ・バイアス（C P B））は被疑者にカメラを向けた映像（S F）に最も顕著に現れるとして、S F方式による録画映像のバイアスの危険性に警鐘が鳴らされている（指宿信「被疑者取調べ録画制度の最前線－可視化をめぐる法と諸科学」（法律文化社、2016年）290ページなど参照）。

諸外国に目を向けると、ニュージーランドでは、この弊害を避けるため、被疑者を正面から撮影していた方法を変更して、被疑者と取調官を真横から撮影する方法に変更されたとのことである。また、最近になって取調べの録画を導入したこととなったドイツにおいては、撮影方向を重要視し、これを法律に定めるか、運用で行うかが議論になっているが、現在は、被疑者と取調官を横から撮影するようにしているとのことである。

以上のとおり、任意性を判断する際に使用することが想定されている取調べの録画映像は、任意性が疑わしい場合にこれを見過ごすような、偏った心理的影響を与えるものであってはならず、撮影方向について無関心であってはならない。

当連合会は、2011年意見書においては、取調べの録画の実施及び試行の中で捜査機関によって様々な試みがなされることを期待し、幾つかの選択肢を掲げた。取調べの録画は、その後幅広く行われるようになってきているが、現在も被疑者を正面から撮影する方式が続けられている。特に検察庁においては、これと異なる撮影方式は行われていない。今まで、2011年意見書で述べたような撮影方向に変更する試みが組織的に行われることがないまま、特定の撮影方向の録画だけがなされ、そのまま定着しようとしている。

しかしながら、録画映像によって現在でも供述の任意性の判断をすることがあり得ることを考慮するならば、前述のような心理学の知見に反して現在の撮影方向をこのまま継続することには重大な問題がある。専ら被疑者にカメラを向けた映像（S F）では、任意性を誤って肯定しやすく、撮影方向が不適切なことにより、えん罪を生む可能性がある。遅くとも取調べの録画制度が施行される2019年6月までに、速やかに撮影方向を是正すべきである。具体的には、1台のカメラで撮影するのであれば、公正で中立的と考えられる、被疑者と取調官の双方を側面から平等に撮影した映像（E F）を用いるべきである。

このような撮影方向のは是正は、カメラの構造自体を変更する必要はなく、カメラと関係者の座席の位置を変更することで容易く達成できるはずである。もっとも、部屋の構造によっては、現状のままでは、全ての取調べの撮影方向を是正す

ることが困難な場合もあり、取調室のレイアウト等の変更も視野に入れ、早急な対応がなされるべきである。なお、複数のカメラで撮影するのであれば、E Fのみならず、取調官を正面から「引き」で撮影する方法も検討されるべきである。

よって、当連合会は取調べの録画の現在の撮影方向を要望の趣旨のとおり速やかに変更するよう求める次第である。

以上

日弁連総第71号

2018年(平成30年)3月27日

警察庁長官 栗生俊一 殿

日本弁護士連合会

会長 中本和洋

取調べの録画の際の撮影方向を改めるよう求める要望書

第1 要望の趣旨

捜査機関による取調べの録画の際の撮影方向について、被疑者を正面から撮影する現在の方式を改め、1台のカメラで撮影する場合には被疑者と取調官を横から撮影する方式に速やかに変更するよう求める。

第2 要望の理由

当連合会は、2011年12月15日付け「取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書」(以下「2011年意見書」という。)において、「被疑者を正面から撮影するという現在一般的に行われているやり方だけでなく、画像の一部は、取調官を正面から撮影する、又は被疑者と取調官を横から撮影するなど、心理学の知見も踏まえ、異なる撮影方向から録画を行うよう求める」と要望した。

その理由は、心理学の実験によれば、撮影方向が専ら被疑者にカメラを向けた映像(SF=サスペクト・フォーカス)を見たグループが自白の任意性を強く認める傾向にある一方、被疑者と取調官の双方を側面から平等に撮影した映像(EF=イコール・フォーカス)を見たグループは自白が強制的になされたものと考える傾向にあり、取調官にカメラを向けた映像(DF=ディテクティブ・フォーカス)を見たグループが最も強制的だと評価されていることによる(ダニエル・ラシター(大江洋平訳)「取調べの可視化における『映像のあり方』」日本弁護士連合会編集協力・指宿信編「取調べの可視化へ!—新たな刑事司法の展開—」(日本評論社、2011年)214ページ参照)。

また、上記の心理学の実験を行ったダニエル・ラシター教授らは追加実験を行っており、それによれば、判断者として、陪審員のような一般人のみならず、裁判官であっても、自白の任意性の判断について、撮影方向の影響を免れないこと、映像のバイアスについての警告を受けても、これを拭えないことなどが明らかに

されている。

さらに、日本の研究者の文献においても、上記の心理学の実験を紹介した上、映像を観る者に無意識のうちに与えられる偏向（カメラ・パースペクティブ・バイアス（C P B））は被疑者にカメラを向けた映像（S F）に最も顕著に現れるとして、S F方式による録画映像のバイアスの危険性に警鐘が鳴らされている（指宿信「被疑者取調べ録画制度の最前線－可視化をめぐる法と諸科学」（法律文化社、2016年）290ページなど参照）。

諸外国に目を向けると、ニュージーランドでは、この弊害を避けるため、被疑者を正面から撮影していた方法を変更して、被疑者と取調官を真横から撮影する方法に変更されたとのことである。また、最近になって取調べの録画を導入したこととなったドイツにおいては、撮影方向を重要視し、これを法律に定めるか、運用で行うかが議論になっているが、現在は、被疑者と取調官を横から撮影するようにしているとのことである。

以上のとおり、任意性を判断する際に使用することが想定されている取調べの録画映像は、任意性が疑わしい場合にこれを見過ごすような、偏った心理的影響を与えるものであってはならず、撮影方向について無関心であってはならない。

当連合会は、2011年意見書においては、取調べの録画の実施及び試行の中で捜査機関によって様々な試みがなされることを期待し、幾つかの選択肢を掲げた。取調べの録画は、その後幅広く行われるようになってきているが、現在も被疑者を正面から撮影する方式が続けられている。特に検察庁においては、これと異なる撮影方式は行われていない。今まで、2011年意見書で述べたような撮影方向に変更する試みが組織的に行われることがないまま、特定の撮影方向の録画だけがなされ、そのまま定着しようとしている。

しかしながら、録画映像によって現在でも供述の任意性の判断をすることがあり得ることを考慮するならば、前述のような心理学の知見に反して現在の撮影方向をこのまま継続することには重大な問題がある。専ら被疑者にカメラを向けた映像（S F）では、任意性を誤って肯定しやすく、撮影方向が不適切なことにより、えん罪を生む可能性がある。遅くとも取調べの録画制度が施行される2019年6月までに、速やかに撮影方向を是正すべきである。具体的には、1台のカメラで撮影するのであれば、公正で中立的と考えられる、被疑者と取調官の双方を側面から平等に撮影した映像（E F）を用いるべきである。

このような撮影方向のは正は、カメラの構造自体を変更する必要はなく、カメラと関係者の座席の位置を変更することで容易く達成できるはずである。もっとも、部屋の構造によっては、現状のままでは、全ての取調べの撮影方向を是正す

ることが困難な場合もあり、取調室のレイアウト等の変更も視野に入れ、早急な対応がなされるべきである。なお、複数のカメラで撮影するのであれば、E Fのみならず、取調官を正面から「引き」で撮影する方法も検討されるべきである。

よって、当連合会は取調べの録画の現在の撮影方向を要望の趣旨のとおり速やかに変更するよう求める次第である。

以上